（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十八条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、「第二条第四号」を「第二条第三号」に改め、同条第三項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第十六条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、第一条のうち国家戦略特別区域法第二十四条の次に三条を加える改正規定（第二十四条の二に係る部分に限る。）中「一般労働者派遣事業」とあるのは「労働者派遣事業」と、「第二条第四号」とあるのは「第二条第三号」とし、前条の規定は、適用しない。

（内閣府設置法の一部改正）

第十七条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の七中「区域計画に関すること」の下に「、同法第十六条の三第三項に規定する指針の作成に関すること」を加える。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十八条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「地域限定特例通訳案内士」に改める。

（政令への委任）

第十九条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十七号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正）

第一条　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「おける」の下に「新規中小企業者をはじめとする」を加える。

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　事業を開始した日以後の期間が十年未満の会社

二　設立の日以後の期間が十年未満の個人

第三条中「留意しつつ、」の下に「新規中小企業者をはじめとする」を、「機会」の下に「（以下単に「中小企業者の受注の機会」という。）」を、「おいては、」の下に「新規中小企業者及び」を加える。

第四条の見出し中「方針」を「基本方針」に改め、同条第一項中「方針」を「基本的な方針（以下「基本方針」という。）」に改め、同条第三項中「第一項の方針の要旨」を「基本方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国については」の下に「各省各庁の長（」を、「規定する各省各庁の長」の下に「をいう。以下同じ。）」を加え、「前項の方針」を「基本方針」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

二　中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

三　新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

四　前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条の見出し中「通知」の下に「及び公表」を加え、同条中「終了後、」の下に「新規中小企業者をはじめとする」を加え、同条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（中小企業者に関する契約の方針の作成等）

第五条　各省各庁の長及び公庫等の長は、毎年度、基本方針に即して、国等の契約に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

2　前項の方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

二　中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

三　新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

3　各省各庁の長及び公庫等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

本則に次の一条を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務）

第九条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。